

点字図書給付事業実施要綱

(目的)

第1条 点字図書給付事業は、視覚障害者にとって重要な情報入手手段である点字図書を給付することにより、点字図書による情報入手を容易にし、もって障害者福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 視覚障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者をいう。
- (2) 点字図書 月刊及び週刊で発行される雑誌類を除く点字の図書をいう。ただし、点字新聞は、点字図書に含む。
- (3) 点字出版施設 点字図書給付対象出版施設をいう。

(給付の対象者と対象)

第3条 点字図書給付の対象者（以下「対象者」という。）は、市内に居住を有する視覚障害者で、情報の入手を点字によっている者とし、給付の対象の点字図書は、別表1の点字図書とする。

(給付の限度)

第2条 点字図書の給付は、対象者1人につき、年間6タイトル又は、24巻を限度とする。

ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。

- 2 点字新聞を年間購読する場合は、前項に規定する限度とは別に1世帯につき1タイトルとして給付できるものとする。

(申請等)

第5条 点字図書の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇部市日常生活用具給付事業実施要綱第4条に規定する申請書に点字出版施設が発行する点字図書発行証明書（様式第1号）以下「証明書」という。）を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、点字図書給付台帳（様式第2号）に所定の事項を記載し、証明書に証明印を押印し、申請者に交付するものとする。

(給付の方法)

第6条 証明書の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、証明書に自己負担額を添えて点字出版施設に点字図書の発行を申し込み、給付を受けるものとする。

(自己負担金)

第7条 前条に規定する自己負担額は、点字翻訳する以前の一般図書の購入価格相当額とす

る。ただし、点字新聞は、一部当たりの額と期間を基準とし、自己負担額とする。

(費用の請求)

第8条 点字出版施設は、点字図書の価格から自己負担額を控除した額を市長に請求するものとする。

(返還)

第9条 市長は、受給者が、偽り、その他不正な手段により点字図書の給付を受けたときは、点字図書の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。